

19 危険物・保安関係

ア 高圧ガス保安法関係

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① CO ₂ 冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和	経済産業省	CO ₂ 冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO ₂ 冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。	逐次実施			- (経済産業省) 安全性を確認するためのデータが事業者から提示されていないことから、データの提示があった時点で検討を進めていきたい。

イ 労働安全衛生法関係

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 余寿命予測に基づく開放検査周期の設定	厚生労働省	機器ごとの開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、余寿命予測に基づき開放検査周期を設定する等により、4年を超える連続運転を可能とする。	措置済			◎
② 防爆構造規格の国際規格との整合化	厚生労働省	国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための所要の措置を講じる。	措置済			◎
③ 各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進	厚生労働省	ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準に規定されている溶接施行法試験について、ボイラーへの適用を含めてJISを引用する方向で検討し、検討結果を踏まえて、引き続き措置する。	措置済			◎

ウ 消防法関係

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 危険物施設の保安検査	総務省	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。	逐次措置			-
② 余寿命予測に基づく開放検査周期の設定	総務省	屋外タンクの開放検査周期について、事業者からのデータの提供を受け、更なる開放検査周期の延長を検討する。	平成19年度を目的に検討・結論、引き続き措置			◎
③ 大容量泡放射システムの性能規定化	総務省	大容量泡放射システムの導入を促進するため、大容量泡放射システムに対応できる性能規定を策定する。	措置済			◎
④ 安全弁の分解検査周期の見直し	総務省	消防法及び高圧ガス保安法の両方が適用される安全弁の定期点検の方法については、消防庁において、実態を把握した上で、安全性の確保を前提に検討し、検討結果を踏まえて引き続き措置する。	一部措置済	引き続き検討	措置	◎ (総務省) 安全弁の定期点検周期及び点検方法のあり方について、「危険物施設の安全弁に係る点検周期等に関する作業部会」における検討結果に基づき、平成19年度には消防法及び高圧ガス保安法が適用される安全弁のうち、蒸気やガス等により圧力上昇のおそれがあり、かつ、直接危険物による圧力上昇のおそれのない安全弁については、高圧ガス保安法の保安検査周期及び点検方法に準ずることとして一部措置をした。さらに、平成20年度も引き続き検討を行い、平成21年2月27日付消防危第34号通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正についてにより、直接危険物による圧力上昇のおそれのある安全弁についても、作動確認の時期を高圧ガス保安法の保安検査周期及び点検方法に準ずることとし、措置をした。
⑤ 引火性液体を輸送する際の輸送基準の緩和	総務省	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満の第四石油類をフレキシブルコンテナで輸送可能とする方向で検討し、平成19年度中でできるだけ早期に結論・措置する。	措置済			◎

エ その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化	経済産業省 総務省	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。	措置			◎
② 高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化	経済産業省 総務省	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	逐次実施			—
③ 危険物容器検査方法の見直し	国土交通省	危険物の容器検査について、受検者側の意見を聴取しつつ、一定条件を満たした受検者に対して負担の軽減を図るため、検査方法の見直し等の措置を講ずる。	平成20年中措置			◎
④ コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	厚生労働省	専門家による技術的検討結果を踏まえ、国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための構造規格等の改正を平成19年度中を目途に講ずることとする。	措置済			◎
⑤ 砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	経済産業省	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。		平成20年度上半期を目途に措置		◎
⑥ 採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	経済産業省	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。		平成20年度上半期を目途に措置		◎